

京 都 大 学 文 献 複 写 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨及び適用範囲)</p> <p>第1条 この規程は、附属図書館、部局図書館及び部局図書室(以下「図書館」という。)が、学内の部局等から依頼される場合で<u>その経費について費用の付け替え処理を行うものを除いて受託する文献複写</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(複写の目的)</p> <p>第2条 前条の文献複写は、学習、教育又は研究の用に供することを目的とする<u>場合</u>に限って受託することができる。</p> <p>(複写の申込)</p> <p>第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ<u>所定の様式による申込書を、第1条の文献複写を受託する図書館の部局の長に提出し、その承認を得なければならない。</u></p> <p>(複写料金の納付)</p> <p>第4条 前条の承認を得た者は、文献複写料金を前納しなければならない。</p> <p>2 文献複写料金は、別表に規定する額及び複写物の送料の合算額とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>その者が次の各号に掲げる機関である場合又は図書館が指定する委託業者を通して文献複写料金を支払う場合には、文献複写料金を後納とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>財政法第21条</u>に規定する各省各庁</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館及びこれに類する施設(国又は地方公共団体又は<u>民法第34条の法人</u>が設置するものに限る)</p>	<p>(趣旨及び適用範囲)</p> <p>第1条 この規程は、附属図書館、部局図書館及び部局図書室(以下「図書館」という。)が、<u>個人又は学外機関からの依頼を受けて受託する文献複写(その経費について費用の付け替え処理を行うものを除く。以下同じ。)</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(文献複写の目的)</p> <p>第2条 <u>図書館は</u>、学習、教育又は研究の用に供することを目的とする<u>文献複写</u>に限って受託することができる。</p> <p>(文献複写の申込)</p> <p>第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ<u>第1条の文献複写を受託する図書館を有する部局の長(文献複写を受託するのが附属図書館の場合は、附属図書館の長)に所定の様式による申込書を提出し、その承認を得なければならない。</u></p> <p>(文献複写料金の納付)</p> <p>第4条 (同 左)</p> <p>2 文献複写料金は、別表<u>1</u>に規定する額及び複写物の送料の合算額とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>前条の承認を得た者が次の各号に掲げる機関である場合又は図書館が指定する委託業者を通して文献複写料金を支払う場合には、文献複写料金を後納とする。</u></p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) <u>国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第4項</u>に規定する各省各庁</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館及びこれに類する施設(国若しくは地方公共団体又は<u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条の公益法人の認定を受けた法人(以下「公益法人」という。)</u>が設置するものに限る。)</p>

(5) 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたものに設置された図書館及びこれに類する施設（国又は地方公共団体又は民法第34条の法人が設置するものに限る）

(6)～(8) (略)

(9) 外国の政府又は地方公共団体が定める学校教育に関する法令の規定によって設置された学校に設置された図書館及びこれに類する施設

(10) 外国の政府又は地方公共団体が設置した図書館

(11) (略)

4 前項の規定により文献複写料金を後納する場合（前項第1号の機関である場合を除く。）はその支払にあたり、次の事項を守らなければならない。

(1) 料金の支払及び支払期限を厳守すること。

(2) 料金は、請求書発行の日から起算して1ヶ月後の日までに支払うこと。

5 一旦納付した料金は、いかなる理由があっても還付しない。

(後 略)

別表 (略)

(5) 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたものに設置された図書館及びこれに類する施設（国若しくは地方公共団体又は公益法人が設置するものに限る。）

(6)～(8) (同 左)

(9) (同 左)

(10) (同 左)

(11) (同 左)

4 前項の規定により文献複写料金を後納する場合（文献複写を依頼する者が前項第1号の機関である場合を除く。）は、その支払にあたり、次の事項を守らなければならない。

(1) 文献複写料金の支払及び支払期限を厳守すること。

(2) 文献複写料金は、請求書発行の日から起算して1ヶ月後の日までに支払うこと。

5 第2項の規定にかかわらず、文献複写を依頼する者が第3項第9号又は第10号の機関で、かつ、当該機関が文献複写料金の支払に国際図書館連盟が発行する文献複写等の料金清算専用の利用券（以下「パウチャー」という。）を用いる場合の文献複写料金は、別表2に規定する額とする。

6 一旦納付した文献複写料金は、いかなる理由があっても返還しない。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 } (別 添)
別表2 }

別表 1 (第 4 条第 2 項関係)

区分	料金
電子複写方式による文献複写 (白黒) 1 枚につき 学外者の場合 (図書館間相互利用) 学外者の場合 (来館利用) 学内者の場合	40円 35円 20円
電子複写方式による文献複写 (カラー) 1 枚につき 学外者の場合 (図書館間相互利用) 学外者の場合 (来館利用) 学内者の場合	100円 80円 60円
リーダープリンターによる文献複写 1 枚につき 学外者の場合 (図書館間相互利用) 学外者の場合 (来館利用) 学内者の場合	40円 35円 20円

備考

- 1 用紙のサイズは最大でA3までとする。

別表 2 (第 4 条第 5 項関係)

区分	料金
電子複写方式による文献複写 1 枚につき 白黒 40円 カラー 100円 リーダープリンターによる文献複写 1 枚につき 40円 上記により算出した金額と複写物の送料の合算額 1,000円につき	ハーフバウチャー 1枚

備考

- 1 用紙のサイズは最大でA3までとする。
- 2 合算額のうち、1,000円未満の端数については切り上げるものとする。
- 3 ハーフバウチャー2枚は、フルバウチャー1枚と置き換えることができる。